

第 1 回平塚市行政改革委員会の委員質疑への回答

1 就労支援をした生活保護受給者のうち就労に結び付いた延べ人数が減少している理由

高齢化の進展による 65 歳未満の生活保護受給者の減少に伴い、就労支援対象者も年々減少しています。

下表のとおり、就労支援対象者の減少が就労決定者の延べ人数の減少に影響しているものと考えています。

(単位：人)

年度	受給者総数 (年度末)	就労支援対象者		就労決定者 (延べ)	面談人数 (延べ)
			うち新規就労 支援対象者		
H28	3,354	217	112	107	688
H29	3,378	162	82	79	640
H30	3,385	141	62	56	593

2 目標収納率を達成できなかった理由

(1) 生活保護費返還金

平成 26 年度までの実績値を基に、平成 27 年度から令和元年度までの収納率を過去 3 年間の平均値で予測し、0.8 ポイントという目標値を設定しました。

債権の性質上、経済的に納付が困難なケースが多く、面談や相談を通じてきめ細かい対応をしている状況ですが、高額な返還金が発生すると、債権全体の金額を押し上げ、収納率に大きな影響を及ぼすため、目標の達成には至りませんでした。

(2) 保育所保育費用自己負担金

平成 22 年度から平成 26 年度の収納率推移をもとに、目標収納率を 0.5 ポイントに設定し、催告状の送付や電話連絡に加え、分割納付の徹底や児童手当からの徴収を促すなど、個別の滞納状況に合わせたきめ細かい対応により、目標の達成を目指してきました。

しかしながら、滞納世帯には保育料以外にも複数の債務を抱えている世帯や現在、生活保護を受給している世帯など、支払いが困難なケースが多く、全体として目標収納率の達成には至りませんでした。

3 「早急に債権管理条例の制定が必要な状況ではない」ことへの補足説明

債権管理条例の制定には、「債権管理の事務手続を規定し、債権管理に取り組む姿勢を示すこと」及び「債権放棄に係る事務処理の効率化を図ること」などの目的があると考えています。

本市は、事務処理の効率化を図ることを目的として、債権放棄の基準を規定する条例の検討を進めてきました。検討の過程では、債権の状況整理を進め、債権放棄の基準に合致する債権を調査しましたが、実態として議会への債権放棄の議案の上程が可能な案件が無いため、「早急に条例の制定が必要な状況ではない」と判断し、当面の間、地方自治法等の法令による運用を継続することとしました。

なお、債権管理の取組については、地方税法や地方自治法などに定められている規定に基づき、適切な管理を進めるとともに、「平塚市債権管理指針」及び「適正な債権管理のための運用指針」を策定し、庁内で統一した基準として運用しています。

4 人口推計の方法

人口推計は、2015年国勢調査を基にした国立社会保障・人口問題研究所における最新の推計値である「日本の地域別将来推計人口（平成29年3月推計）」を基に作成します。令和2（2020）年から令和27（2045）年までは、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口とし、令和27（2045）年以降は国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口における令和27（2045）年時点の出生・死亡・移動の仮定数値を令和47（2065）年まで延長して算出した数値で作成します。

以上